

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起算の翌日)  
(當日起算の翌日)

を認可したので、同条第十項の規定により告示する。

平成三年十二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第八百六十二号

◇告示 土地改良法による交換分合計画の認可（農地経済課）  
土地改良事業の認可申請の適否の決定（七件）（農村整備課）

保安林の指定の解除予定（造林課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

## 目次

岸本町が行う土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業小林一地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成三年十二月十八日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

岸本町役場

## 鳥取県告示第八百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十八条第八項の規定に基づき、赤崎町農業委員会が行う赤崎町篠津・湯坂地区の交換分合計画

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第八百六十三号

岸本町が行う土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業小林一地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

#### 二 縦覧に供する期間

平成三年十二月十八日から二十日間

#### 三 縦覧に供する場所

岸本町役場

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第八百六十四号

岸本町が行う土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業大原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧にする。

平成三年十二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

#### 二 縦覧に供する期間

平成三年十二月十八日から二十日間

#### 三 縦覧に供する場所

岸本町役場

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第八百六十五号

岸本町が行う土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業真野地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 縦覧に供する期間

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三 縦覧に供する場所

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三 縦覧に供する場所

鳥取県知事 西 尾 邑 次

四 異議の申出

鳥取県知事 西 尾 邑 次

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第八百六十七号

岸本町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業大殿地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二

縦覧に供する期間

平成3年十二月十八日から二十日間

## 三

縦覧に供する場所

岸本町役場

## 四

異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第八百六十八号

岸本町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業吉定地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成3年十二月十七日

平成3年十二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第八百六十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字中田字大造三六九の三・三六九の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 三 縦覧に供する場所

岸本町役場

## 四

異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二

縦覧に供する期間

平成3年十二月十八日から二十日間

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

## 一

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二

縦覧に供する期間

平成3年十二月十八日から二十日間

**鳥取県告示第八百七十号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成3年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 団 次

## 一 開発許可の年月日及び番号

平成三年六月十日 鳥取県指令受米土維第百六十六号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市安倍字清水尻中

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

島根県益田市下本郷町1106-15

株式会社ジユンテンドー

代表取締役 飯塚道正

**公安委員会告示****鳥取県公安委員会告示第九十九号**

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成3年十一月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

**鳥取県選舉管理委員会告示第九十四号**

平成三年第二十回鳥取県選舉管理委員会を次のとおり招集する。

平成3年十一月十七日

鳥取県選舉管理委員会委員長 長 尾 義 男

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ニューカバくんP-2	株式会社ソフィア

一 日時 平年三十一年十二月二十四日（火）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目1110 鳥取県庁選舉管理委員室

三 議題

- 1 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の有効期限について
- 2 羽合町長選挙に係る争訟について

平成3年12月17日 火曜日

鳥取県公報

第6330号 6

"	キングショットP—2	"
"	フィーバーツインDI	株式会社大同
"	技	株式会社藤商事
"	スキップボール	"
アレンジボール遊技機	アレキングII	"
"	アレキングIII	"
"	アレ丸	"
"	ダントンショートII	"
"	フラッシュスターI	"
"	スーパーシャトルIII	"

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価1部1箇8百五十円(送料を含む。)】